

諮問番号：令和4年度諮問第12号
答申番号：令和4年度答申第26号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和2年6月5日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が令和元年8月12日に遭遇した交通事故（以下「本件交通事故」という。）の慰謝料（以下「本件慰謝料」という。）は、本件交通事故による後遺障害のために使うお金である。

令和2年2月13日付けの保険会社からの「書類送付のご案内」（以下「本件ご案内」という。）には、今後の手続として、症状が残存する場合は、賠償上は後遺障害として対応することとなる旨、事前認定という手続を行い後遺障害に該当することが賠償を受けるための条件となる旨、現在認定の手続を行っており、結果が判明次第、保険会社から後遺障害の認定結果を連絡する旨記載されている。この本件ご案内は、事前に明確に後遺障害の認定に対応する意味の書類である。

その後、令和2年3月23日に保険会社から認定結果の返事が来て、後遺障害認定結果有りと判明した。

以上により、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人が本件交通事故の被害について、令和2年3月30日に本件慰謝料709,652円を受領したことから、当該収入について、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3（2）エ（イ）に基づき、8,000円を超える額701,652円から必要経費（診断書代）及び自立更生のための費用（電動アシスト付き自転車の購入費用）を控除した上で、令和元年8月分から同年12月分の保護費において生じた過支給569,074円について返還を求める本件処分を行ったことが認められる。
- (2) 審査請求人が受領した709,652円は、本件交通事故に遭ったことによる保険会社からの保険金であるところ、令和元年8月12日を資力発生日とし、保険請求に必要な診断書代（5,500円）を必要経費として控除した上で、8,000円を超える額（696,152円）について、返還の対象とした処分庁の判断は、法第63条、次官通知第8の3（2）エ（イ）及び生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13の6答（3）に照らし、誤りは認められない。

なお、次官通知第8の3（3）、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の2（4）、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第8の問40、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。）1（1）、問答集の問13の5の答（2）のとおり、自立更生のためにあてられる費用については収入として認定しない、又は返還額から控除する取扱いが認められている。

①令和2年3月23日、処分庁は審査請求人に対し、自立更生控除について説明を行ったこと、②審査請求人は処分庁に対し、自立更生控除として自転車及びサプリメントを希望したこと、③処分庁は、サプリメントについては、管理職及び査察指導員で協議の上、自立更生控除の対象にならないと判断したこと、④処分庁は、自転車について、ケース診断会議を行った上で電動アシスト付き自転車の費用を自立更生に必要な経費として控除したことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人に対し、自立更生控除について一定の説明を行い、審査請求人から希望のあった物品について組織

- 的に自立更生控除の適否について検討を行った上で、本件処分を行ったことが認められ、その判断の過程に違法又は不当な点は認められない。
- (3) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- (4) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和4年8月 3日	諮問書の受領
令和4年8月 4日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：8月25日 口頭意見陳述申立期限：8月25日
令和4年8月23日	審査請求人から主張書面及び資料の受領（令和4年8月23日付け）（以下「本件主張書面等」という。）
令和4年8月25日	第1回審議
令和4年9月28日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (2) 次官通知第8の3(2)エ(イ)は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入(中略)については、その額(中略)が、世帯合算額8000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と記している。
- なお、次官通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。
- (3) 次官通知第8の3(3)は、「次に掲げるものは、収入として認定しないこと。」とし、次に掲げるものとしてアからチを示し、オは、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」と記している。

(4) 局長通知第8の2(4)は、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。(後略)」と記している。

なお、局長通知は、処理基準である。

(5) 課長通知第8の間40の答は、自立更生のための用途に供される額の認定基準について、「被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。(後略)」とし、次に掲げる場合として(1)及び(2)を示し、(1)は、「被保護者が災害等により損害を受け(中略)被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費」と、(2)は、「当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

(6) 平成24年課長通知1(1)は、「法第63に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(後略)」とし、次に定める範囲の額として①から⑥を示し、③は、「当該収入が、(中略)〔次官通知〕第8の3の(3)に該当するものにあつては、(中略)〔課長通知〕第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。(事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるもの限り同様に取扱いして差しつかえない。)」とし、④は、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。(後略)」と記している。

(7) 問答集の間13の5の答(2)は、法第63条に基づく返還額の決定について、「(前略)保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。なお、次〔次官通知〕第8の3の(5)に該当する必要経費については、当該収入から必要な最小限度の額を控除できるものである。」とし、控除して差し支えない額としてアからオの額を示し、ウは、「当該収入が、次第8の3の(3)に該当するものにあつては、課〔課長通知〕第8の40

の認定基準に基づき実施機関が認めた額。(事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるもの限り同様に取り扱い差支えない。)、エは、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。(後略)」と記している。

- (8) 問答集の問13の6の「費用返還と資力の発生時点」の答(3)は、「自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなる。(中略)自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金(強制保険)が支払われることが確実なため、事故発生の時点を経済的発生時点としてとらえることになる。(後略)」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)及び本件主張書面等に
よれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成15年6月26日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法による保護を開始した。
- (2) 令和元年8月14日のケース記録票には、審査請求人が処分庁に電話で、同月12日に自転車に乗っている際に車と接触する本件交通事故に遭遇し、病院に搬送された旨連絡したこと及び処分庁の担当者は、本件交通事故による怪我については、相手の保険から補償してもらうように助言したことが記載されている。
- (3) 令和元年8月19日のケース記録票には、「(主)〔審査請求人〕来所。第三者行為について書類一式を記入してもらった。治療費の補償に加えて、慰謝料があるかもしれないとのこと。慰謝料が入るときはすぐに申告するように伝えた。わかりましたとのこと。」と記載されている。
- (4) 令和2年2月13日付けの保険会社から審査請求人に充てた本件ご案内には、「2 ご連絡事項」の「①治療費について」の欄に、「今回、(中略)医師〔主治医〕より後遺障害診断書の作成がなされました。その中で、症状固定が2020年1月31日ということが明記されています。(中略)法律上の加害者が負うべき賠償範囲は、症状が固定したと考えられる日までとなっております。(後略)」、「②今後の手続きについて」の欄に、「症状が残存する場合には、賠償上は後遺障害として対応することとなります。ただし事前認定という手続きを行い、後遺障害に該当することが賠償を受けるた

めの条件となります。現在認定の процедуру行っております。結果が判明次第、弊社より後遺障害の認定結果をご連絡します。(後略)」と記載されている。

また、診断日が令和2年1月31日、診断書発行日が令和2年2月6日と記載された「自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書」(以下「本件診断書」という。)には、各部位の後遺障害の内容を記載する欄に、「R1年11月25日、MRI 右膝円側半月板断裂 所見あり。」、障害内容の増悪・緩解の見通しなどを記載する欄に、「装具着用により軽快の可能性あり。」と記載されている。

- (5) 令和2年3月23日、審査請求人は、処分庁を訪問し、「損害賠償に関する承諾書(免責証書(人身用))」(以下「本件承諾書」という。)が届いたが、承諾し返送して良いかを尋ねた。

同日のケース記録票には、「(前略) 慰謝料〔本件慰謝料〕の金額は709,652円。内容を確認したが(主)に対して不利な内容ではないと思われたので承諾するよう伝え、振込通知が届いたら持参するよう指示した。自立更生控除について説明。必要なものはあるか確認。自転車と冷蔵庫の希望があった。チラシや見積書など金額がわかるものを提出するよう伝えた。」と記載されている。

審査請求人が同日、処分庁に提出した本件承諾書には、日付と審査請求人の氏名を記載する欄には記載はなく、「(前略) 事故〔本件交通事故〕によって(中略)〔審査請求人〕の被った一切の損害に対する賠償金として、(中略)〔審査請求人〕は、(中略) 既払額の他に709,652円を受領後には、その余の請求を放棄する(後略)。」と印字されている。

また、同日、審査請求人が処分庁に提出した審査請求人宛ての「損害賠償額の内容」には、審査請求人の損害の内容及び算定額の欄に、「治療費」447,630円、「その他費用」42,718円、「慰謝料」709,652円、審査請求人に対する損害賠償責任額の欄に「1,200,000円」、既払額の欄に「490,348円」、最終の支払額の欄に「709,652円」と記載されている。

- (6) 令和2年3月30日、審査請求人は、保険金の払込通知書を持参して処分庁を訪問した。

同日のケース記録票には、「(前略) 保険金については返還対象であるため、絶対に使わないよう指示。わかっていますとのこと。自立更生控除の希望があった自転車と冷蔵庫についてカタログを持参。金額等不明なため、見積書の提出を依頼した。」と記載されている。

同日、保険会社から処分庁に提出された審査請求人に係る「損害額積算明細書」には、任意査定額の欄に「慰謝料 709,652」、「総支払額 1,200,000」、「既払額 490,348」、「今回支払額 709,652」と記載されている。

2」と記載されている。また、同書面によれば、慰謝料709,652円は、総治療日数180日に慰謝料月額4,200円を乗じて算出されている。

(7) 令和2年4月8日、処分庁の担当者は、審査請求人の自宅を訪問し、本件慰謝料の振込みを確認した。

同日付けのケース記録票には、自立更生控除について、「(前略) 冷蔵庫の現認のため訪問したが冷蔵庫については以前より調子が悪く、交通事故〔本件交通事故〕とは関係ないのでやめるとのこと。電動自転車と普通の自転車について見積書の提出があった。交通事故以降右足に力が入りにくく、普通の自転車では坂を上がることができないため、電動自転車が欲しい。見積もりを取る際に試乗しており、運転に問題ないとのこと。(主) 宅から通院先や最寄りのスーパーへは平坦な道だが、電動アシストは必要かと聞くと最寄りのスーパー以外にも(中略)のスーパーも利用しており、道中坂道があるとのこと。検討すると伝えた。(主) よりサプリメントの希望もあった。一般世帯との均衡を図る面からも認められることは考え難いと伝えたが、検討してほしいとのことだった。また何かあれば連絡すると伝え、面談を終えた。※帰庁後、(中略)〔査察指導員及び課長代理〕と協議 (主) より申し出のあった自立更生のための控除について協議。自転車についてはケース診断会議にて検討することとした。サプリメントについては、医学的判断からくる需要ではなく、別冊問答集問13-5(答)(2)エに基づき地域住民との均衡を考慮するに、「社会通念上容認される程度」には当てはまらないと考えられるため、認められないと判断した。」と記載されている。

(8) 令和2年4月30日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の会議録票には、審査請求人の扶助額の欄に111,170円、問題の進展状況の欄に「令和元年8月に交通事故に遭って以降、相手方の保険(中略)での治療を継続していたが、令和2年1月31日に終了。その後、令和2年3月30日に慰謝料709,652円を受領した。自立更生控除について確認したところ、保険請求のための診断書料5,500円の領収書の提出があった。また自転車の購入希望があったため、資料の提出を求めた。後日、電動アシスト付自転車127,078円と自転車34,128円の見積書の提出があった。(中略)(主) は今回の事故で右ひざを打撲。リハビリを継続していたが足に力が入りづらい状態であり、通常の自転車では坂道の昇降は難しいと思われる。(後略)」、診断結果の欄に「○保険金709,652円について法第63条を適用し、返還を求める。○(中略)〔次官通知〕第8-3-(2)-エ-(イ)に基づき、保険請求にかかる診断書料5,500円を必要経費として控除したうえで8,000円を超える額について収入として認定する。○(中略)〔問答集〕13-5答(2)-エに基づき、電動アシスト付自転車の購入費用127,078円を自立更生に必要な経費とし

て控除し、返還額を569,074円とする。((主)の身体状況(年令、事故での負傷など)や(主)宅の周辺環境に鑑み、アシスト機能を認めるもの。)」と記載されている。

- (9) 令和2年6月5日付けで、処分庁は審査請求人に対して、本件慰謝料のうち567,074円について法第63条に基づき返還を求める本件処分を行った。

本件処分の通知書の法第63条の適用の理由の欄には、本件慰謝料について、次官通知第8の3(2)エ(イ)に基づき8,000円を超える額701,652円から診断書代と自立更生のための費用として電動アシスト付き自転車の購入費用の控除を認め、令和元年8月から12月分の保護費に過払いが生じた569,074円について法第63条を適用し返還を求める旨が記載されている。

- (10) 令和2年6月9日、審査請求人は処分庁を訪問し、本件処分の通知書を手交され、返還額等について説明を受けた。

同日付けのケース記録票には、「(前略)(主)より、整形外科に通っているがリハビリのみで薬を処方してくれない。市販薬を購入したいとの申し出あり。市販薬の購入自体は問題ないが、自立更生の控除としては認められないと伝えた。慰謝料としてもらった金銭なのに治療に使えないのはおかしいのではないかとのこと。治療費用については医療扶助にて支給するものであること(中略)を伝えたが、理解を得られなかった。(後略)」と記載されている。

- (11) 令和2年8月7日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 本件処分までの経緯についてみると、前記2(2)、(6)、(7)、(8)のとおり、処分庁は、審査請求人が令和元年8月12日に遭遇した本件交通事故の被害について、令和2年3月30日に本件慰謝料709,652円を受領したことから、保険請求に必要な診断書代(5,500円)を必要経費として控除した上で、前記1(2)の次官通知第8の3(2)エ(イ)に基づき8,000円を超える額(696,152円)を返還の対象とし、さらに自立更生のための費用(電動アシスト付き自転車の購入費用)127,078円を控除することを認め、残額(569,074円)について、本件交通事故の日(資力の発生日)から生活保護費に過払いが生じているとして、法第63条を適用して同金額の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

- (2) 法第63条は、前記1(1)のとおり、被保護者は都道府県等に対して「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定め

る額」を返還しなければならないと規定しており、被保護者が返還すべき額については、その受けた保護金品に相当する金額を上限としつつ、保護の実施機関が定めるものとしている。同条が返還額について被保護者が受けた保護金品に相当する金額の範囲内とし、返還額の上限となる金額を規定する一方、返還すべき額の算定方法を具体的に規定していないのは、返還を免除すべき額をどのように算定するかについては、保護の実施機関たる処分庁の合理的な裁量に委ねるべきとの趣旨によるものと解するのが相当である。

- (3) もっとも、保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）を定めている。

そして、収入については、前記1（2）のとおり、次官通知において、保険金等の臨時収入については、8,000円を超える額を収入として認定する旨が定められている。

上記の次官通知の内容は、法第63条の解釈として合理的なものであることからすると、これに基づき、審査請求人が受領した本件慰謝料から診断書代を必要経費として控除した上で、8,000円を超える額を収入として認定し、返還の対象とした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- (4) また、前記1（3）、（4）、（5）のとおり、次官通知、局長通知及び課長通知により、当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額は収入として認定しない旨が示されている。

さらに、費用返還の行政実務では、前記1（6）、（7）の平成24年課長通知及び問答集が参照されている。

- (5) これを本件についてみると、前記2（5）、（7）、（8）のとおり、①令和2年3月23日、処分庁は審査請求人に対し、自立更生控除について説明を行ったこと、②審査請求人は処分庁に対し、自立更生控除として自転車及びサプリメントを希望したこと、③処分庁は、サプリメントについては、管理職等との協議の上、自立更生控除の対象にならないと判断したこと、④処分庁は、自転車について、ケース診断会議を行った上で電動アシスト付き自転車の費用を自立更生に必要な経費として控除したことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人に対し、自立更生控除について一定の説明を行い、審査請求人から希望のあった物品について組織的に自立更生控除の適否について検討を行った上、前記1（3）から（7）の次官通知、局長通知、課長通知、平成24年課長通知及び問答集に照らして、本件処分を行ったことが認められ、返還額の決定にかかる処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- (6) なお、審査請求人は、本件審査請求において、本件慰謝料は本件交通事故

による後遺障害のために使うお金であるとして、処分庁が本件慰謝料の返還を求めたことに対する不服を主張する。

しかしながら、前記2(4)のとおり、本件診断書には、後遺障害の内容を記載する欄に「R1年11月25日、MRI 右膝円形半月板断裂 所見あり。」と記載されており、本件慰謝料の受領の前に審査請求人が保険会社から受け取った本件ご案内には、保険会社は、本件診断書の作成を受けて、現在、後遺障害の認定の手続を行っており、結果が判明し次第連絡する旨が記載されているものの、前記2(6)のとおり、損害額積算明細書によれば、慰謝料は総治療日数に慰謝料月額を乗じて算出されており、後遺障害慰謝料ではないことは記載上明らかであることから、本件処分の時点において、審査請求人には後遺障害は認定されていなかったものと推認される。また、審査請求人の主張を裏付けるような、審査請求人に対して後遺障害が認定され、本件慰謝料からさらに控除されるべき金額が生じた事実を証する資料等の提出はない。

さらに、前記2(10)のとおり、処分庁は、審査請求人に対して、今後の治療費用について、医療扶助として支給することを説明している。

したがって、審査請求人の主張は採用できない。

(7) 以上のとおり、本件処分には違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員(部会長) 野呂 充

委員 重本 達哉

委員 船戸 貴美子